

議案第16号

日野町造林基金の設置に関する条例の廃止について

日野町造林基金の設置に関する条例を別紙のとおり廃止する。

令和3年3月4日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町造林基金の設置に関する条例廃止についての概要

1. 背景及び趣旨

林業産業の発展を目指した林業基本法（現「森林・林業基本法」）が制定された昭和39年、本町においても町有林の造林事業の推進を目的に本基金を設置し、平成21年度まで本基金を財源に事業実施を図ってきた。

しかしながら、国庫補助金制度の充実や利用間伐による収入増等により、10年以上にわたって本基金を活用することなく造林事業を行っており、平成31年4月には、森林環境譲与税を財源とした日野町森林整備基金も創設したところである。

このようなことから、本基金は初期の目的を達成し、今後、国及び県の補助金や日野町森林整備基金を活用するなどして造林事業に取り組むため、本基金を廃止するもの。

※「利用間伐」とは、林齢が比較的高い森林について、間伐で伐採したスギやヒノキを木材等に有効利用すること。

2. 附則規定

この条例は令和3年4月1日から施行する。

3. 基金残高について

造林基金残高については、全額、一般会計へ繰り入れる。

日野町造林基金の設置に関する条例を廃止する条例

日野町造林基金の設置に関する条例（昭和39年日野町条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

